

# 一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則

〔平成25年4月1日〕  
制 定

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、一般財団法人宮城県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第4条第2項（事業）、第13条第1項（評議員の選任及び解任）、第30条第1項（役員の選任）、第56条第5項（事務局の組織等）、第57条第3項（会員）及び第61条（委任）の規定に基づき、一般財団法人宮城県教職員互助会（以下「教職員互助会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 事業

(事業の種類)

**第2条** 定款第4条第2項に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 現職会員に関する事業

ア 短期給付事業

- (ア) 医療補給金
- (イ) 家族医療補給金
- (ウ) 療養補給金
- (エ) 出産祝金
- (オ) 介護休暇補給金
- (カ) 災害見舞金
- (キ) 障害見舞金
- (ク) 死亡弔慰金
- (ケ) 遺児育英資金給付金

イ 厚生給付事業

- (ア) 結婚祝金
- (イ) 入学、卒業祝金
- (ウ) 銀婚祝金
- (エ) 慰労給付金
- (オ) リフレッシュ給付金
- (カ) 単身会員特別給付金
- (キ) 退会餞別金

ウ 文化事業

- (ア) 図書引換券の配布

エ 福祉事業

- (ア) リフレッシュ実施利用助成
- (イ) 人間ドック助成

(運営規則)

- (ウ) 脳検診助成
- (エ) インフルエンザ等予防接種助成
- オ 公益事業
- (フ) 教育文化事業
- カ その他必要な事業
- (2) 現職会員の団体保険に関する事業
- ア 団体保険
- イ その他必要な事業
- (3) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

### 第3章 会員

(会員)

**第3条** この法人に会員を置く。

2 会員になることができる者は、次の各号に掲げる者（以下「組合員等」という。）とする。ただし、一般財団法人宮城県職員互助会の会員、非常勤職員又は短時間勤務の職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員（以下「臨時的任用職員等」という。）で任用期間が6月未満の者を除く。

- (1) 公立学校共済組合宮城支部（以下「共済組合支部」という。）の組合員
- (2) 教職員互助会事務局の職員
- (3) 理事長が指定した団体（以下「指定団体」という。）の役員及び職員
- (4) その他、前各号に準ずる者として理事会が承認した者

(会員の資格の取得)

**第4条** 会員の資格は、互助会入会申込書を提出した日から取得する。

2 前項の申込書は、共済組合支部の組合員又は指定団体の役員もしくは職員となった日から3月以内に提出しなければならない。ただし、臨時的任用職員等については、会員の資格を取得できることとなった日から1月以内に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失等)

**第5条** 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 退職したとき（ただし、退職した日の翌日から第3条第2項各号に掲げる組合員等となり、会員として継続する場合を除く。）
- (2) 死亡したとき
- (3) 第3条第2項各号に掲げる組合員等でなくなったとき、又は同項ただし書の規定に該当するに至ったとき
- (4) 脱会したとき

2 前項第1号の規定にかかわらず、国立大学法人、独立行政法人、県内の市町村等教育委員会及び本県の知事部局等へ転出した者については、本人の申出により、引き続き会員（以下「継続会員」という。）となることができる。

3 この会を脱会する者は、理事長に脱会届書を提出しなければならない。

(会員の権利)

**第6条** 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 給付を受ける権利

- (2) 教職員互助会の行う事業に参加する権利  
(会員の義務)

**第7条** 会員は、次の義務を負う。

- (1) この法人の定款、規則、諸規程及び機関決定に服する義務  
(2) 掛金を納入する義務

2 会員が職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）等に基づく育児休業及び介護休暇により初日から末日にわたって勤務に服さない月があるときは、前項第2号の規定にかかわらず当該月の掛金を免除する。

(給付の権利の譲渡禁止等)

**第8条** 会員の給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。  
(会員期間の計算)

**第9条** 会員である期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

#### 第4章 評議員及び役員を選任等

(評議員の選任等)

**第10条** 定款第13条第1項に規定する評議員の選任は、次の表により評議員会において行うものとする。

区 分	選 任 方 法	選任人員
評 議 員 (13)	宮城県教育長の職にある者	1名
	宮城県教職員組合の推薦	2名
	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	1名
	仙台市教職員組合の推薦	1名
	宮城県小学校長会の推薦	1名
	宮城県中学校長会の推薦	1名
	宮城県高等学校長協会の推薦	1名
	仙台市小学校長会又は仙台市中学校長会の推薦	1名
	宮城県教育事務所長等協議会の推薦	1名
	その他の外部の者	1名
	宮城県退職校長会の推薦（退職した者）	1名
	宮城県公立小中学校事務職員研究会又は宮城県公立高等学校事務職員協会の推薦（退職した者）	1名

2 定款第12条第2項及び第13条第2項に定める評議員会会長は、評議員のうち、宮城県

(運営規則)

教育長の職にある者をもって充てることとし、評議員会において選定する。

(役員を選任等)

**第11条** 定款第30条第1項に規定する役員（理事長を除く。）の選任は、次の表により評議員会において行うものとする。

区分	選任方法	選任人員
理事 (13)	宮城県副教育長の職にある者	1名
	宮城県教職員組合の推薦	2名
	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	1名
	仙台市教職員組合の推薦	1名
	宮城県小学校長会の推薦	1名
	宮城県中学校長会の推薦	1名
	仙台市小学校長会又は仙台市中学校長会の推薦	1名
	宮城県高等学校長協会の推薦	1名
	宮城県教育庁の推薦（宮城県教育庁福利課長の職にある者）	1名
	宮城県公立小中学校事務職員研究会の推薦	1名
	仙台市立学校事務研究会の推薦	1名
監事 (3)	教職員互助会事務局長の職にある者	1名
	宮城県教職員組合又は宮城県高等学校・障害児学校教職員組合の推薦	1名
	宮城県公立高等学校事務職員協会の推薦	1名
	会員以外の者であって公認会計士の資格を有する者	1名

2 定款第29条第2項及び第30条第2項に定める理事長は、理事の中から、宮城県副教育長の職にある者をもって充て、理事会において選定することとし、定款第29条第3項に定める一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の代表理事を兼ねるものとする。

3 定款第29条第2項及び第30条第2項に定める3名以内の副理事長は、理事のうち、次の者をもって充てることとし、理事会において選定する。

(1) 宮城県教育庁の推薦（宮城県教育庁福利課長の職にある者）

(2) 前項に定める理事長及び第1号に定める副理事長を除き、その他の理事の中から選定する。

4 前項第1号に定める副理事長は、定款第29条第3項に定める一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の代表理事を兼ねるものとする。

## 第5章 給付

(給付)

**第12条** 第2条第1項第1号に規定する給付の額及び条件は、理事会の決議により別に定める給付規程による。

## 第6章 掛金

(掛金)

**第13条** 会員は、会員の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、給料の支給日に掛金を納入しなければならない。

2 前項の掛金の月額は、給料月額（給料の調整額及び教職調整額を支給される職員にあっては、その額を加算した額。以下同じ。）に1000分の8を乗じて得た額とする。

**第14条** 前条の掛金額算定の基礎となるべき給料月額は、毎月の初日（月の初日以外の日に会員の資格を取得した者に係るその月の掛金については、その会員の資格を取得した日）における給料月額を標準として算定する。ただし、給与改定により遡及して適用される場合の給料月額は、従前の給料月額を適用する。

2 休職、停職、減給等の理由により、会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても、前項の掛金の基礎となるべき給料月額は、これを減額しないで算定する。

**第15条** 会員がその資格を喪失した場合において、過払込掛金があるときはこれを返還し、未払込掛金があるときは給付金より控除することができる。

## 第7章 会計

(会計規程の制定)

**第16条** 会計及び経理に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局及び職員

(組織及び任務)

**第17条** 教職員互助会の事務を処理するため、事務局を設けて次の職を置く。

事務局長 1名

その他の職員 若干名

2 事務局長は、理事長の命を受けて教職員互助会の事務を処理する。

3 その他の職員は、事務局長の指揮を受けて事務に従事する。

(給与、服务等)

**第18条** 事務局職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務及び旅費等については、別に定めるもののほか宮城県教育庁職員の例による。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、一般財団法人宮城県教職員互助会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 教職員互助会の設立の登記日現在の評議員は、第10条の規定にかかわらず、定款附則第4に定めるとおりとする。

3 教職員互助会の設立の登記日現在の理事及び監事は、第11条の規定にかかわらず、定款附則第5に定めるとおりとする。

(財団法人宮城県教職員互助会運営規則の廃止)

(運営規則)

4 財団法人宮城県教職員互助会運営規則（昭和48年4月1日制定）は、廃止する。  
(経過措置)

5 この規則の施行日前に取扱いが生じたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成27年12月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年10月10日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成29年5月23日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に取扱いが生じたものについては、なお従前の例による。

(一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則第2条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項の規定により定められている退職会員に関する事業に関しては、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。